

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日現に長野県松本技術専門校の電気工事科、木造建築科及び冷凍空調設備科に在籍する第5条第1項に規定する訓練生の訓練期間については、この規則による改正後の技術専門校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

産業人材育成課



長野県告示第187号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿 部 守 一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称

所 在 地

指定した年月日

池田とをしや薬局

北安曇郡池田町大字会染5601-1

令和5年4月1日

はるも薬局

諏訪郡富士見町落合10399-86

令和5年4月1日

訪問看護ステーションあやめ中野

中野市三好町2丁目3-13  
ラ・セゾン高見澤 102号室

令和5年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第188号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿 部 守 一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称

所 在 地

指定更新年月日

矯正歯科かなやまクリニック

中野市西条1334

令和5年4月1日

笠原薬局

茅野市本町西21-4

令和5年4月1日

ふたば元町薬局

諏訪市元町4-11

令和5年4月1日

青い鳥薬局 境店

伊那市境1394-3

令和5年4月1日

キクリン堂ピカイチ薬局

下伊那郡喬木村1292

令和5年4月1日

イオン薬局木曾福島店

木曾郡木曾町福島5398番地1

令和5年4月1日

モリキ小布施薬局

上高井郡小布施町小布施911-3

令和5年4月1日

戸倉いせや薬局

千曲市上徳間古屋敷346-4

令和5年4月1日

訪問看護ステーションきずな

安曇野市堀金烏川15119

令和5年4月1日

公益社団法人長野県看護協会  
須高訪問看護ステーション

須坂市大字須坂1528-7  
センタービル 80

令和5年4月1日

障がい者支援課

## 長野県告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部 守一

## 育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
コウズケヤ薬局 常田 上田市常田2-6-11	コウズケヤ薬局 中央 上田市中央2-20-12	令和5年2月13日

障がい者支援課

## 長野県告示第190号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部 守一

## 育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
わかな薬局	小諸市田町二丁目3番14号	令和5年2月1日
はるも薬局	諏訪郡富士見町落合10399-86	令和5年2月28日
(有) 高野薬局	中野市大字中野1599	令和4年11月20日
(有) 酒井薬局	上田市上丸子353	令和5年2月10日

障がい者支援課

## 長野県告示第191号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

基本測量 GNSS 測量

## 2 作業期間

令和4年10月17日から令和5年2月28日まで

## 3 作業地域

松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、安曇野市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡飯島町、上伊那郡南箕輪村、上伊那郡宮田村、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡喬木村、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村

建設政策課

## 長野県告示第192号

関東地方整備局利根川水系砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 基準点測量
- 作業期間  
令和4年11月28日から令和5年2月28日まで
- 作業地域  
小諸市

建設政策課

**長野県告示第193号**

北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 三次元点群測量（UAV レーザ測量）
- 作業期間  
令和4年10月17日から令和5年3月3日まで
- 作業地域  
下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

**長野県告示第194号**

長野県森林政策課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 空中写真撮影
- 作業期間  
令和4年6月15日から令和4年12月20日まで
- 作業地域  
長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、茅野市、佐久市、東御市、南佐久郡小海町、南佐久郡佐久穂町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡長和町、小県郡青木村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町

建設政策課

**長野県告示第195号**

長野県佐久建設事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 航空レーザ測量
- 作業期間  
令和4年6月8日から令和5年1月23日まで
- 作業地域  
小諸市、大町市、佐久市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町

建設政策課

**長野県告示第196号**

長野県佐久建設事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 航空レーザー測量
- 作業期間  
令和4年7月5日から令和5年3月20日まで
- 作業地域  
佐久市、南佐久郡小海町、南佐久郡佐久穂町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、北佐久郡立科町

建設政策課

**長野県告示第197号**

長野県北信建設事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 航空レーザー測量 地図情報レベル1000
- 作業期間  
令和4年5月21日から令和5年3月14日まで
- 作業地域  
中野市、飯山市、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、下水内郡栄村

建設政策課

**長野県告示第198号**

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 松本市基本図修正
- 作業期間  
令和4年6月21日から令和5年3月3日まで
- 作業地域  
松本市

建設政策課

**長野県告示第199号**

松川村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 空中写真撮影 (地図情報レベル1000)
- 作業期間  
令和4年4月6日から令和5年3月10日まで
- 作業地域  
大町市、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村

建設政策課

**長野県告示第200号**

松川村長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 松川村国土基本図修正業務委託
- 作業期間  
令和4年5月19日から令和5年3月10日まで
- 作業地域  
北安曇郡松川村

建設政策課

**長野県告示第201号**

白馬村長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 空中写真撮影 地図情報レベル1000
- 作業期間  
令和4年4月1日から令和5年2月28日まで
- 作業地域  
大町市、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村

建設政策課

**長野県告示第202号**

飯綱町長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 数値撮影、写真地図作成
- 作業期間  
令和4年7月21日から令和5年3月17日まで
- 作業地域  
上水内郡飯綱町

建設政策課

## 長野県告示第203号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、令和5年4月1日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
東信家畜畜産物衛生指導協会	長野県佐久市瀬戸中庭1, 111—179 佐久家畜保健衛生所内	長野県佐久市瀬戸中庭1, 111—179 佐久家畜保健衛生所内 東信家畜畜産物衛生指導協会

会 計 課

## 長野県告示第204号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和5年4月1日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	一般社団法人長野県獣医師会 下伊那支部	長野県飯田市追手町2-678	長野県飯田市追手町2-678 一般社団法人長野県獣医師会下伊那支部
旧	下伊那獣医師会		長野県飯田市追手町2-678 下伊那獣医師会

会 計 課

## 長野県告示第205号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和5年4月1日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	一般社団法人長野県獣医師会 松筑支部	長野県松本市島内西川原6931	長野県松本市島内西川原6931 一般社団法人長野県獣医師会松筑支部
旧	松本獣医師会		長野県松本市島内西川原6931 松本獣医師会

会 計 課

## 長野県告示第206号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和5年4月1日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	一般社団法人長野県獣医師会 佐久支部	長野県佐久市瀬戸中庭1, 111—179	長野県佐久市瀬戸中庭1, 111—179 一般社団法人長野県獣医師会佐久支部
旧	佐久獣医師会		長野県佐久市瀬戸中庭1, 111—179 佐久獣医師会

会計課

## 長野県告示第207号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和5年4月1日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	一般社団法人長野県獣医師会上伊那支部	伊那市西春近2526	伊那市西春近2526 一般社団法人長野県獣医師会上伊那支部
旧	上伊那獣医師会	伊那市荒井3373-2	伊那市荒井3373-2 上伊那獣医師会

会計課

## 長野県告示第208号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和5年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
一般社団法人長野県警友会連合会 川中島事業所	長野県長野市川中島町原704-2	長野県長野市川中島町原704-2 一般社団法人長野県警友会連合会川中島事業所

会計課

## 長野県告示第209号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和5年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
一般社団法人長野県警友会連合会 塩尻事業所	長野県塩尻市宗賀桔梗ヶ原73-116	長野県塩尻市宗賀桔梗ヶ原73-116 一般社団法人長野県警友会連合会塩尻事業所

会計課

## 長野県告示第210号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の16の規定により、次のとおり放置違反金等の収納の事務を委託しました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部 守一

委託を受けた者の所在地及び名称	委託した事務の内容	委託期間
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地 株式会社電算システム	収納した放置違反金及び放置違反金に係る収納情報の取りまとめ	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における放置違反金の収納事務	同上
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	同上	同上
東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート	同上	同上

交通指導課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部守一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達産品等の種類及び数量

長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎をいう。）で使用する電気の部分需給  
契約電力 1,130kW 予定使用電力量 2,221,000kWh（負荷追従供給部分）

#### (2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

#### (3) 調達期間

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

#### (4) 調達場所

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁

#### (5) 入札方法

入札書には、(1)の契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された単価に従って計算した負荷追従供給分の電気料金の総額により行いますので、単価と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の物件の買入れの等級がAに区分されている者であること。

(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。